

## 黒潮町産業振興推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、黒潮町補助金等交付規則（平成18年黒潮町規則第46号。以下「規則」という。）に基づき、黒潮町産業振興推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 町は、黒潮町における産業の推進を効果的に実行するため、商品の企画及び開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組等を総合的に支援することを目的として、第4条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 地域資源を活用し商品化する事業
- (2) 町内で事業化しようとする事業
- (3) 費用対効果が5%以上となる事業
- (4) 販売を目的とする継続可能な事業
- (5) 黒潮町単独の他の補助金等を受けていない事業
- (6) 他の法律、条例等に抵触しない事業
- (7) 年度内に実績報告を提出できる事業

### (補助事業者)

第4条 補助金の採択を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という）は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。ただし、宗教、政治を目的とする事業者又は設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不適当と認められる団体は、この限りでない。

- (1) 公益の目的で活動している組織、団体、法人
- (2) 企業団体及び個人事業者
- (3) 共同体、協議会、グループ等の任意団体
- (4) その他地域の産業創出、雇用創造などを目的とする団体及び個人

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、第3条に掲げる補助対象事業に係る経費のうち、別表に定める項目のとおりとし、当該項目にない経費については、黒潮町産業振興推進審査会設置要綱により設置された黒潮町産業振興推進審査会（以下「審査会」という。）で審査するものとする。

### (補助金額の確定)

第6条 補助金額は、別表に定める対象経費の項目ごとに算出し、合計した額の千円未満を切り捨てた額とする。ただし、当該項目にない経費の補助金額は、審査会で協議し決定するものとする。

### (事業計画書)

第7条 補助事業者は、次に掲げる項目を満たした事業計画書を審査会に提出しなければならない。

- (1) 事業名
- (2) 事業実施主体
- (3) 事業実施場所
- (4) 事業予定期間
- (5) 事業内容

- (6) 事業により見込まれる効果
- (7) 収支予算
- (8) その他必要な事項

(事業の採択等)

第8条 審査会は、別に定める採択基準により、補助事業者の審査を行う。

2 審査会は、審査の結果を速やかに町長に報告するとともに、事業の適否を通知するものとする。

(事業の検証)

第9条 審査会は、規則に基づいて提出された実績報告書により事業の検証を行い、結果を住民に公表する。

(事業成果のフォローアップ)

第10条 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から5年間事業成果等についてフォローアップを行うものとし、町長は、必要に応じ、事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(委任等)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から適用する。

別 表

項 目	内 容
報償費	外部からの講師等の謝礼、専門的技能を有する協力者への謝金等
旅費	講師等の交通費、宿泊費（町の基準に従う）
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費
燃料費	作業等に必要な機材、車輛等の燃料費
通信運搬費	事業の実施、連絡等に要する郵便費等の通信費
役務費	サービス提供等
保険料	事業の実施に係る保険料
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、車輛、機械等の借上料
原材料費	事業に直接要する原材料費